

税金対策(脱税は追徴で課税されます)

年間20万円を超える収入に関しましては申告しなければなりません。

翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告する必要があります。

確定申告しなかった場合、後日税務署から調査が入る可能性があります。

申告に付いては、国税庁ホームページを御覧下さい。

国税庁のURL

https://www.keisan.nta.go.jp/h19/ta_top.htm

確定申告の方法

- 1、税務署で確定申告書を貰って作成する。
- 2、国税庁にHPほ確定申告作成コーナーで作成。
- 3、税理士さんに依頼する。